

北上市契約規則の一部を改正する規則

北上市契約規則（平成 6 年北上市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（前払金保証証書の寄託） 第33条　〔略〕	（前払金保証証書の寄託） 第33条　〔略〕 <u>2　前項の規定にかかわらず、契約の相手方は、前項に規定する保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u>
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の北上市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結しようとする契約に係る入札の公示、指名競争入札の通知又は見積徴収の指示から適用する。